

別表

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす 付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	(1) 基本調査1-7 「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）で検討しケアプランに位置づける。 →検討過程について、サービス担当者会議等の要点に記載すること。
特殊寝台及び特殊 寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	(1) 基本調査1-4 「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	(2) 基本調査1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3-2～3-7いずれか 「2. できない」 又は、基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外、 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり 具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）で検討しケアプランに位置づける。 →検討過程について、サービス担当者会議等の要点に記載すること。
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」